

令和元年東日本台風等に係る各種相談窓口等の開設状況

令和2年12月28日更新

○ り災の再交付、り災証明書の申請（やむを得ない場合のみ）	
・ 受付場所	市役所本庁舎1階 正面玄関「り災証明申請窓口」、各支所
・ 受付期間	当面の間
・ 受付時間	8時30分～17時まで（平日のみ）
※り災証明申請（新規）の受付は、令和2年3月31日で終了しましたが、長期入院等のやむを得ない事情の場合は、申請可能です。 危機管理課 ☎0246-22-7551	
※担当 り災証明書問合せ窓口 ☎0246-22-7455	

○ 被災者生活再建支援金、被災救助費救助金、台風第19号災害義援金の申請	
・ 受付場所	各地区保健福祉センター
・ 受付期間	当面の間（ただし、被災者生活再建支援金については以下のとおり） ※基礎支援金：令和3年11月11日まで ※加算支援金：令和4年11月11日まで
・ 受付時間	8時30分～17時まで（平日のみ）
※担当課 保健福祉課 ☎0246-22-7612	

○ 介護サービス等利用料負担の減免の申請	
※免除期間（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）の還付申請のみ受け付けています。	
・ 受付場所	介護保険課（本庁1階）
・ 受付期間	当面の間
・ 受付時間	8時30分～17時まで（平日のみ）
※担当課 介護保険課 ☎0246-22-1193	

○ 介護保険料の減免の申請	
・ 受付場所	介護保険課（本庁1階）、各支所、各地区保健福祉センター
・ 受付期間	当面の間
・ 受付時間	8時30分～17時まで（平日のみ）
※担当課 介護保険課 ☎0246-22-7616	

※令和2年12月28日をもって終了となった台風第19号等に係る相談窓口	
○ 台風第19号等に係るコールセンター →生活再建市民総合案内窓口（☎0246-22-1245）にお電話ください。	
○ 住宅の応急修理制度の相談及び申請	
○ 現地対策事務所（平窪公民館）	
※令和2年9月30日をもって終了となった台風第19号等に係る相談窓口	
○ 医療機関等の窓口一部負担金の免除の申請	
○ 国民健康保険税の減免、後期高齢者医療保険料の減免の申請	
※令和2年5月29日をもって終了となった台風第19号等に係る相談窓口	
○ 福島県民間借上げ住宅の申請等	
○ 損壊家屋等の解体撤去の相談・申請等	
○ 個人市県民税、固定資産税、都市計画税の減免の申請	
※令和2年3月31日をもって終了となった台風第19号等に係る相談窓口	
○ 災害廃棄物の相談	
○ り災証明申請の新規受付（やむを得ない事情の場合を除く）	
○ 現地対策事務所（平窪公民館敷地内）での「り災関係の申請（新規、再交付）」	
○ 事業所税	